

会議記録

会議名称		第85回杉並区環境清掃審議会
日 時		令和7年10月30日(木)午前9時59分～午前11時09分
場 所		区役所第3・4委員会室(中棟5階)
出席者	委員名	新谷会長、片石副会長、石原委員、大川委員、大場委員、北澤委員、木村委員、杉本委員、鈴木委員、中島委員、中野委員、永野委員、福田委員、岸上委員、世戸委員、田村委員、酒井委員、プランシャー委員、森永委員 (19名)
	区側	環境部長、環境課長、ごみ減量対策課長、温暖化対策担当課長、杉並清掃事務所長、みどり施策担当課長、都市整備部管理課長
傍聴者数		1名
配付資料等	事前	令和7年度杉並区環境白書 令和6年度ごみ収集量及び資源回収量について 「杉並区みどりの基金」の運営状況について 「(仮称)中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」に係る廃止届について
	当日	次第 席次表 杉並区環境清掃審議会委員名簿
会議次第		議事内容 報告事項 (1) 杉並区環境白書について (2) 令和6年度ごみ収集量及び資源回収量について (3) 「杉並区みどりの基金」の運営状況について (4) 「(仮称)中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」に係る廃止届について

	<p>第85回環境清掃審議会発言要旨 令和7年10月30日(木)</p> <p>発言者</p> <p>発言要旨</p> <p>環境課長</p> <p>皆様、おはようございます。</p> <p>今日から皆さんとのところにパソコンをご用意させていただきまして、初めてのペーパーレス会議ということでさせていただきます。皆様ご準備のほうは大丈夫でしょうか。パソコンのほうの何か不具合等ございませんでしょうか。</p> <p>もし途中で何かありましたら、職員のほうにお声がけをいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、皆様お集まりですので、始めたいと思います。</p> <p>まず、私、今年度4月から環境課長として参りました土田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の委員の出席状況でございますけれども、19名の方にご参加いただいておりますので、定足数に達しております。有効に成立しておりますので、このまま始めたいと思います。</p> <p>なお、本日の傍聴者でございますけれども、1名の方がいらしてございます。</p> <p>それでは、会長、開会宣言をお願いいたします。</p> <p>会長</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまから第85回環境清掃審議会を開会いたします。</p> <p>皆様ご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。スムーズな議事進行に努めてまいりますので、皆様ご協力のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、事務局からご説明をお願いいたします。</p> <p>環境課長</p> <p>改めまして、環境課長の土田麻紀子と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>環境清掃審議会はこれまで過去に清掃事務所のほうで所長をしておりましたので、参加していたんですけども、少し間が空きまして、また今年からということになりますので、これから事務局としてしっかりと務めてまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、初めに委員の変更がございましたので、ご紹介と、あと第1回目の審議会となりますので、説明員のほうも交代しておりますので、紹介をさせていただきます。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	まず、区議会都市環境委員会の委員変更に伴いまして、5月26日付で審議会委員の変更がございました。ご紹介をさせていただきます。
プランシャー委員	初めに、プランシャー委員、お願いいいたします。
環境課長	皆さん、おはようございます。今年度の都市環境委員長のプランシャー明日香と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。
酒井委員	ありがとうございます。
環境課長	続きまして、酒井委員です。
中野委員	副委員長をさせていただきます酒井まさえです。よろしくお願ひします。
環境課長	ありがとうございます。
永野委員	続いて、すぎなみ環境ネットワークの後藤優美様から5月30日付で交代されました中野純希様でございます。
環境課長	おはようございます。すぎなみ環境ネットワーク、あと、東京青年会議所杉並区委員会に所属しております中野純希と申します。よろしくお願いいいたします。
永野委員	ありがとうございます。
環境課長	もう一方、杉並区社会福祉協議会の五十嵐宏子様から7月18日付で交代をされました永野叙子様でございます。
都市整備部管理課長	皆さん、おはようございます。永野叙子です。よろしくお願いいいたします。
環境課長	ありがとうございます。
みどり施策担当課長	次に、説明員の交代についてです。
環境課長	都市整備部管理課長の石森でございます。
温暖化対策担当課長	石森でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。
環境課長	次に、みどり施策担当課長の中村です。
環境課長	みどり施策担当の中村です。よろしくお願ひします。
環境課長	次に、温暖化対策担当課長の重田です。
環境課長	温暖化対策担当課長の重田と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。
杉並清掃事務所長	次に、清掃事務所長の河合です。
環境課長	清掃事務所長、河合です。よろしくお願いいいたします。
	ありがとうございます。
	委員の交代と説明員の交代は以上になります。
	それでは、資料の確認をさせていただきたいと思います。
	資料は事前にメールでご配付しておりますので、お手元にご用意されている

	<p>かと存じます。</p> <p>まず初めに、次第、席次表、委員名簿となってございます。</p> <p>その次に、資料1、令和6年度ごみ収集量及び資源回収量について、ご確認いただけますでしょうか。</p> <p>資料2がみどりの基金の運営状況について、次が写しで（仮称）中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業に係る廃止届について、次に、参考として同じく中野四丁目以下に係る環境影響評価書案に対する区民意見についてでございます。</p> <p>さらに、お手元、机上に青いファイルをご用意してございます。こちらは法令等がつづってございますので、適宜ご活用いただければと存じます。このファイルは毎回お持ち帰りいただくことなく、次の会議でもこちらでご用意させていただきますので、そのまま残してお帰りいただければと思います。</p> <p>パソコンを皆さん、なかなか上手に使えないわとかいろいろあるかと思いますので、補助的にではございますけれども、ご覧のとおり真ん中にも資料のほうを映し出しますので、ちょっとどこに行っちゃったんだろうということがあれば助けにしていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>また、最後に、本日の会議の議事録と資料は後日ホームページで公開いたしますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>事務局からは以上です。</p> <p>会長 ありがとうございます。</p> <p>それでは、早速議事に入らさせていただきます。次第に沿って進めてまいりますけれども、1件ごとに報告していただいた後に質疑ということにしたいと思います。</p> <p>では、初めに杉並区環境白書について、環境課長からご説明をお願いいたします。</p> <p>環境白書でございます。かなり内容のほうがございますが、一通り目を通していただいたかと思いますので、ざっと簡単に説明をさせていただきます。</p> <p>目次をご覧ください。</p> <p>環境白書についてでございます。環境白書とは、杉並区環境基本条例10条に基づきまして、区の環境施策に関する現状や今後の望ましい姿、達成すべき目標を広く区民に分かりやすく伝えることを目的に令和6年度の主な取組状況を記載してございます。環境基本計画で掲げている全体目標の「気候危機に立ち</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち」、これを実現するため、以降、基本目標に沿って施策の進捗状況を確認することを目的に、具体的な数値の達成状況など、それぞれの課題や成果についてお示ししてございます。

それでは、本編をご覧ください。7ページをお願いいたします。

初めに、「基本目標Ⅰ 気候危機によるリスクを低減する脱炭素のまちをつくる」でございます。

区内の温室効果ガス排出量は6年度目標の132万9,000トンCO₂eqに対しまして、直近で確認できている数値は157万1,000トンCO₂eqでございます。2030年カーボンハーフの達成に向けて、より一層の取組が必要と認識してございます。

8ページからは主な取組を掲載してございます。

まず、再生可能エネルギー等導入助成がございます。こちらは、昨年度は大変好評でございまして、当初の想定を大きく上回り、前年度比1.5倍の助成を行うことができました。

また、9ページをご覧ください。

下のほうでございますけれども、建築物の再エネ・省エネ化の推進でございます。建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置を促進するため、本年1月に区内全域を建築物再生可能エネルギー利用促進区域とする計画を策定しまして、例えば設計を行う建築士が建築主に設置可能な再エネ利用設備について説明をする義務ですとか、例えば太陽光パネルなどが挙げられますけれども、それによって建蔽率や高さなどの建築基準法の特例許可を行うことが可能となりました。

また、次、10ページでございます。

真ん中の地域交通の利便性向上でございますけれども、例えば荻窪駅南側地域を走る小型の車両、こちらは写真にございますけれども、グリーンスローモビリティの本格運行ですとか、次のページ、11ページです。グリーンインフラの活用に関する様々な取組を行っております。

14ページ以降ですけれども、少し文字が小さくて見づらいところがございますけれども、各事業の具体的な数値を載せておりますので、ご確認いただければと思います。

それでは、18ページをご覧ください。

「基本目標Ⅱ 資源を大切にするまちをつくる」でございます。こちらはごみ資源の発生抑制、資源化の推進が主な施策でございます。区民1人1日当たりのごみ排出量は令和6年度423グラムでございまして、年々減少傾向にあります。

21ページをご覧ください。

ワンウェイプラスチックの削減の取組でございます。区立施設にボトル型給水機を設置したりですとか、リユースの容器の貸出事業を行いました。特に昨年度、子供用の食器の貸出しの要望があったということを受けまして、今年度から小さいお子さんが使いやすいものを導入してございます。大変好評いただいているというところをご報告させていただきます。

22ページをご覧ください。

プラスチックの資源循環促進法の施行を踏まえまして、容器包装以外のプラスチックの製品、製品プラスチックと呼んでおりますけれども、こちらの分別回収のモデル実施を開始してございます。

26ページをご覧ください。

「基本目標Ⅲ 自然環境が保全され、多様な生き物が生息できるまちをつくる」です。

みどりに関する施策となりますけれども、緑被率は21.99%でございます。昨年、荻外荘ですとか下高井戸みんなの公園という新しい公園が開園してございます。また、今年度、すげはち公園なども開園しております、公園は増えてございますけれども、一方で民有地のみどりの減少が課題となってございます。そのための一つの取組として市民緑地の契約制度の活用ですとか、屋敷林の保全などに取り組んでございます。

29ページをご覧ください。

自然環境調査は5年に一度行ってございまして、令和4年から5年にかけての調査結果を昨年度報告書にまとめてございます。

35ページをご覧ください。

「基本目標Ⅳ 区民の健康と生活環境が守られる快適なまちをつくる」でございます。

指標にございます「まちなみ美しさや落ち着きがあると思う区民の割合」は82.6%となってございまして、まだまだ目標には達していないところでございます。

まず、管理不適正な空き地等への対応がございます。こちらは樹木の繁茂ですか建物が老朽化している、例えば廃棄物が放置されたりとかハクビシンなどの害獣などの住みかになってしまふというような課題が山積している状況でございまして、解決にはなかなかすぐには結びつくことが難しいような傾向になつてございます。

次に、路上喫煙対策です。こちらはルールやマナーの遵守を求める声とともに、近年では喫煙所周辺での望ましい受動喫煙対策に関する苦情・要望が増えてございまして、今後、駅前に公衆喫煙場所がございますけれども、そういうところの施設の改修などが必要と感じているところでございます。

また、その他アスベストの飛散防止など公害防止対策に取り組みました。

45ページをご覧ください。

基本目標Vです。「誰もが環境問題や自然との共生について学び、一人ひとりが行動できるまちをつくる」でございます。

環境学習や協働の取組でございます。従来から小中学生環境サミットを実施してございますけれども、昨年度は47ページにございますが、気候区民会議を開催いたしました。こちらはご存じの方が多いいらっしゃるかと思いますけれども、無作為抽出で選ばれた77名の参加者の方に昨年3月から全6回にわたりまして、気候変動対策に関して有識者からの情報提供を受けながら会議を重ねてまいりました。その結果、エネルギー、循環型社会、みどり、交通の分野で33の意見提案が行われたところでございます。

今年度は、提案を受けて今後具体的な実施に向けた検討を行つてあるところでございます。

以上が本編の内容でございます。

このほか、資料編としましてピンクの冊子になりますけれども、細かい数値等を掲載してございますので、こちらの説明は省かせていただきますけれども、適宜ご確認をいただければと思います。

最後に、こちらの環境白書は今年度から、今日は紙でお配りしておりますけれども、やはりペーパーレスを進めていくという観点から、ホームページの掲載を中心しております。さらに、本庁舎の区政資料室、図書館、あと、環境活動推進センター、環境課の窓口で紙でご用意しておりますので、ご案内申し上げます。

私からは以上です。よろしくお願ひします。

会長	どうもありがとうございました。 それでは、この杉並区環境白書について質問や確認しておきたい点などはございますでしょうか。よろしくお願ひいたします。
A 委員	環境白書について今質問させていただいて大丈夫ということですか。 では、どなたもいらっしゃらないということで、私からすみません。環境白書のページ7の一番最初にご紹介いただいた氣候危機によるリスクを低減する脱炭素のまちづくりというところなんですけれども、基本目標Iのところで、こちらに表がありまして、指標の現状と目標値という表がございますよね。こちらについて質問させていただきたいと思います。 質問といいますか、確認、コメントも含むなんですが、こちらは数字を見てみたんですけども、まず、この表の中の一番上の行の区内の温室効果ガス排出量のところを見ると、今年度の実績の対基準値が93%と書いてあります、目標値というところには何%と書いていないので、ちょっと計算してみたんですけども、この目標値は本来であれば21.7%削減する予定だったという目標が立っていたんだと思うんですが、現実的には93%止まりだったので、7%しか下げられなかったということで間違いないでしょうか。
温暖化対策担当課長	こちらのほうは表がまずちょっと分かりづらいので、そちらの説明からさせていただきたいと思います。 こちらは実績に令和6年度の数値が入っているんですけども、これは直近で分かる数字が令和4年度のものなので、4年度の数値になってございます。ただ、それでも目標年は6年度と設定してございますので、数値としては足りないというのが現状値になっておりまして、ブランシャー委員がおっしゃったそのとおりの数値となってございます。
A 委員	そうですよね。ということで、令和4年度の実績が152万1,000トンCO ₂ eq ということで、杉並区は2030年にカーボンハーフを目指しているので、半分だと84万8,000トンということだと思うんですけども、この再生可能エネルギー導入容量などの目標も掲げているものの、この環境白書以外にもたくさん資料があるのは存じ上げていますけれども、どの部門とかどのぐらいの屋根に、どの事業所に、どの住宅にどれだけという構造分解がちょっと不足しているのかなという印象を受けています。 先ほどの9%というところもちょっと分かりにくかったという表の表示の仕方なども工夫していただければなと思う中で、この数字を分析してみた場合な

んですけども、特別区の温室効果ガスの排出量という東京都の1990年から2022年度までの指標というか分析された資料も別途あるんですけども、これでいくと、葛飾区とかほかの区ともちょっと比較してみたんですけども、葛飾区は2022年で19%削減していて、港区は2022年で25%、世田谷区は17%と出ています。これは基準年が2013年からの計算なので、杉並区は2000年が基準年度なので数字の出し方が違うんだということなんんですけども、ということで、杉並区も2013年度比で勝手に計算させてもらうと、杉並区は15%削減で来ているということなんです。東京都全体で見ると、2000年度比だと9.9%、東京都全体で2013年度比で見ると20%減になっています。こちらとこの環境白書を比較してみたところ、杉並区は15%なので、ほかの全部の区ではないんですけども、今言ったほかの区と比べても少し遅いのかな、ゆっくりめなのかなと思います。

9ページに早期実現を目指しますとかいろいろ書いてあって、2030年に向かってカーボンハーフを本気で削減目標を立てていらっしゃるんですけども、こちらの今後もう少し解像度を上げて、どの分野で例えば再エネとか省エネとか自動車、EVを増やすとか、あと、走行の速度の問題とかいろいろ挑戦できると思うんですけども、そんな中で杉並区は環境省から脱炭素まちづくりアドバイザーさんが今年入ってくださっていると聞いています。今後、こういう課題を受けてどのような具体的なアドバイスをもらって、どういうふうな計画にしていくのかちょっとお伺いしたいなと思います。

温暖化対策担当課長

こちらのほうは他区と比べて削減ペースが少し遅いというご指摘なんんですけども、これを少し構造的に分解してみると、温室効果ガスの排出が分野に分かれています、産業分野、家庭分野、業務分野、運輸分野、廃棄物分野とそれぞれの分野から温室効果ガスが排出されているんですけども、23区でいうと、家庭部門が全体の排出量の半分ぐらいを占めています、なおかつ杉並区というのは家庭部門の排出が23区でもトップクラスに割合として多いというところが出ております。なので、やはり産業分野等々はかなり排出削減が進んでいるんですけども、なかなか家庭分野においてはどこも進んでいないという現状が見て取れます。

なので、杉並区においてもこの家庭部門への対策を注力して進めていくべきものと考えております、おっしゃっていただいた今年度から環境省の事業である脱炭素まちづくりアドバイザーの支援を今受けておりますので、そういう

	<p>た専門家の方のご助力をいただきながら家庭部門における温室効果ガス排出の策を考え、それを実行に移していきたいなというふうに考えてございます。</p> <p>A 委 員 ありがとうございます。</p> <p>港区は25%と書いてあるんですけれども、港区の場合だと令和3年に条例をつくっているんですよね。今国で決まっているいろんな制度のほかに港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例というものを独自で策定したりしておりますので、そういうことも含めますます研究していただきて、ぜひ実現を目指していただきたいと思っていますので、これからもよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>会 長 どうもありがとうございます。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>すみません、私のほうから、家庭における削減というのは具体的にどんな項目があるんでしょうか。</p> <p>温暖化対策担当課長 大きくは再生可能エネルギーの普及と省エネルギー対策の推進ということで、杉並区で様々助成メニューを用意しておるんですけれども、この再エネの普及、太陽光パネルをつけたり蓄電池を設置したりという家庭が非常に多くなっています。区としても助成の金額を増やしながら対応を図っているところでございますので、この推移を見極めながら、また、先ほどご説明させていただいた再エネの促進区域制度であったり、本年度から始まっている東京都の太陽光発電設置の義務化、こちらのほうの推移を見ながら区として行える支援を考えまいりたいなというふうに考えてございます。</p> <p>会 長 どうもありがとうございます。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>ないようですので、次に進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。</p> <p>次に、資料1の「令和6年度ごみ収集量及び資源回収量について」、ごみ減量対策課長からお願ひいたします。</p> <p>ごみ減量対策課長 ごみ減量対策課長でございます。私のほうから令和6年度ごみ収集量及び資源回収量についてご報告をいたします。</p> <p>資料1になりますので、ご用意をお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。資料1でございます。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>6年度のごみ量ですけれども、最初にごみ収集量です。可燃、不燃、粗大ごみの合計ですが、表の一番下に合計がございまして、6年度については8万9,161トンございまして、前年度と比較して1,201トン減少してございます。</p> <p>続いて、区民1人1日当たりごみ量ですが、6年度は423グラムということで、前年度と比べまして9グラムほど減少してございます。</p> <p>続いてし尿収集量ですが、6年度は1万5,900キログラム、前年度と比較して850キログラムの減少ということでございます。</p> <p>その下へまいりまして、資源回収量ですが、資源回収につきましては、行政回収、集団回収がございまして、その合計したものが一番下の欄にございます。6年度は3万1,913トンで、前年度と比べまして965トン減少してございます。</p> <p>最後にその他としてまとめておりますが、上から羽毛布団ですけれども、こちらは粗大ごみに出てきた羽毛布団を選別して資源化しております。令和5年10月から始めた事業でございますが、6年度につきましては1,701キログラムの実績がございました。蛍光灯につきましては不燃ごみの中からの選別でございまして、2万5,087キログラム、廃食用油は拠点で回収しております4,704キログラム、有用金属につきましては、不燃ですとか粗大ごみから選別しております。こちらは単位が変わりましてトンになるんですけれども、1,077トンの実績がございました。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
会長	どうもありがとうございます。
B委員	それでは、ただいまご説明いただきました資料1について何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

会長
ごみ減量対策課長

ことも起きています。混ぜてしまうとごみの焼却炉で爆発してしまいますので、本当に一番大事なのは、それこそどこかのコンビニみたいなところにでも持つていって捨てられると。ただ、扱い自体が危ないので、コンビニがもしそれを請け負うとしたら、それはそれでまた安全管理が難しくなると思うんですけども、これは本当に急いで回収ですね。杉並区で率先してみんなが安全に捨てやすいシステムをつくるということはできないものでしょうか。

ありがとうございます。非常に大事なことだと思います。

リチウムイオン電池につきましては、今委員おっしゃられたとおりいろいろ事故が起きておりますし、杉並区でも火災の報道や何かもございました。区でごみの中に入っていて、清掃車両から煙が出たなんていうことも実際ありましたので、こちらとしても大変いろいろ危惧しているところでございまして、現在はリチウムイオン電池だけではないんですけども、充電式のものというのは大分増えております。内臓品につきましては不燃ごみのほうに排出していただいて、それで回収しております。

一番困るのは、可燃ごみですとかプラスチックのときに入れられてしましますと、よく皆さん町なかで見かける清掃車という大きい車があると思うんですが、あれですと圧縮して集めるんですね。あそこに充電式電池を入れられてしまますと、その圧縮の作業のときに発火してしまうということになりますので、もちろん燃えるごみではありませんので、可燃ごみには入れてもらいたくないんですが、周りがプラスチックになっているものもありますので、どうしても間違えて可燃ごみですとかプラのほうに入れてしまう方がいるんですけども、それはぜひ避けていただきたいと、その辺はこちらもご案内をしているところです。

不燃ごみに入れていただくことと、あとは電池だけのものにつきまして、あとはモバイルバッテリーや何かがありますけれども、それは拠点で今回回収してございまして、区役所もそうですし、清掃事務所と、あとは区民センターのほうで回収をしてございます。

さらに、今一番心配なのは膨張しているものなんですけれども、膨張している電池ですと、なかなか区民センターでの回収も難しいので、区役所あるいは清掃事務所に今はお持ち込みいただくということでご案内をしておりまして、こちらは全戸配布しておりますごみと資源の分け方・出し方という冊子がございますが、こちらにも載っておりますし、また、これの新しいものを今つくっ

	<p>ているんですけども、区のホームページですとか、あとはいろいろ説明会や何かがあればそういうところに出張っていって、そういうようなご案内をしていきたいというふうに考えております。</p> <p>B 委 員 必ず気をつけましょうというポスターの下には、きちんとした回収場所に持ち込んでくださいと書いてあるんですけども、それを見ただけでもう嫌になてしまう人が多いと思うんですよ、本当に。だから、牛乳パックの回収じゃないんですけども、本当に手軽に持つていけるというようにしないと、積極的に回収しないと社会的な損失がすごく大きくなると思うんですね。これを見てここに書いてあります、ここに書いてあります、それを読み込んでやってくださる方がどのぐらいいらっしゃるかというと、そんな多くはないと思うんです。</p> <p>ちょっと話がずれて恐縮なんんですけども、中国で今本当に何でも携帯で例えば駐車パーキングで車を止めて、出るときに携帯でちゃちゃっとやるんですよね。それを見ていると、私は自分の携帯はしおりゅう電池が切れるし、とても大変だと思ったんですけども、携帯の電池が本当にまちのあちこちに置いてあって、すぐに借りられるようになっている。だから、本当に誰でもできるというような置かれ方というんですか、供給されているんですよね。それと同じように回収もどこでもできる、どこでもと言うと安全管理は難しいんですけども、相当積極的に集めていかないと難しいのではないかというふうな印象を持っております。</p> <p>大学でも学生のものの分別が極めて悪いので、教育はしているんですけども、教育するのはすごく難しいので、やはりこちらから積極的に手を伸ばして集めないとこれが私の意見でございます。</p> <p>会 長 貴重な意見ありがとうございます。やっぱり分かりやすくて、じゃあ買い物ついでに置いていくかなみたいな、そんなようなことができるといいかなと何となく思います。</p> <p>ご意見があればよろしくお願ひいたします。</p> <p>ごみ減量対策課長 今おっしゃられたご意見のとおりだと思っておりますし、こちらとしてもなるべく分かりやすい方法で皆さんにお知らせしていきたいですし、ただ、やはり火災の報道で一番出るのは膨張したものなんんですけども、全てが発火するわけではないんですが、ごく一部ではあるんですけども、膨張したものが一番危険なんですね。それを例えば町なかになると、この暑い夏に、炎天下に</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	それを置きっぱなしにして大丈夫かというような、そういう心配もありまして、消防なんかにも確認してはいるんですが、今のところ拠点で集めていこうというところでございますので、またほかの自治体の取組や何かも参考にしながら考えていきたいと思っております。
会長	ほかにご意見、いかがでしょうか。
C委員	杉並区でも外国人の方、居住者あるいは旅行等で一時的に滞在されている方が随分多くなってきてると思うんですけども、ごみ関係のトラブルというのがすごく多いという話をよく聞きます。それで、先ほども分別回収とかの冊子とかつくっていらっしゃるという話がありましたけれども、外国人の方に対する何かそういう啓蒙みたいなもの、日本人でもなかなか守れないところはあるんですけども、外国人の方だと、余計言葉の問題とかそういうもので難しい面があるかと思いますので、それに対して何か対策とかそういうのは検討されているでしょうか。
杉並清掃事務所長	こちらのごみの資源の分け方・出し方についてですけれども、日本語版のほかに外国語版——たしか6か国語ぐらいありますけれども——が記載されたものもありますので、そういう対象の方にはそちらのほうもお配りしてというようなことをやっています。
会長	それから、あと、区のほうでごみ出しのアプリのほうもつくっていますので、そちらも外国語版ということで対応をしておりますので、そういうようなものなども使ってごみの出し方とか、いつが出す日だとか、そういうところについても知っていただくようにというところで対応は今しているところです。
杉並清掃事務所長	ホームページから何かそういう情報を得たりすることもできるんですか。
環境課長	区のほうでつくっているごみ出しアプリというのがありますので、そちらのほうは6か国語で対応するような形になっております。
会長	補足でございます。
	ホームページなんですかけども、ごみ出しだけではなくて、区のホームページは多言語化できるように設計してございますので、外国の方にもたくさん利用されるというところを踏まえての取組というふうに認識していただければと思います。
会長	どうもありがとうございました。
	ほかにご意見、いかがでしょうか。よろしいですか。
	それでは、次に、資料2の「みどりの基金の運営状況について」、みどり施

みどり施策担当課長

策担当課長からお願ひいたします。

私は、資料2 「「杉並区みどりの基金」の運営状況について」というところでご報告させていただきます。資料のご準備はよろしいでしょうか。

この報告は杉並区みどりの基金運営要綱第3条の規定に基づき、本会に報告するものでございます。これまでの報告は審議会の開催期日もあり、年度途中での状況報告となっていましたが、今回初めて区を代表する公園整備、荻外荘の復元整備に活用したこともあるって、令和6年度末の運営状況を報告いたします。

杉並区みどりの基金は、区民、事業者及び杉並区の協働の下に緑化活動を行う人材の育成をはじめとするみどりの保全及び緑化の推進を図るための事業に要する経費の財源に充てるために平成14年10月1日からみどりの基金条例を制定し、設置したものでございます。

資料に移りますが、初めに、1番の寄附による基金の積立状況をご説明します。

この表は2つ枠が分れていまして、みどりの保全・創出と区を代表する公園等の整備ということで、2種類の使途について令和6年度末時点での寄附の收支状況を一覧にしております。区を代表する公園等の整備は、平成27年度から荻外荘復元整備のための寄附が始まったことに関係するものでございます。

上段のほう、みどりの保全・創出については、令和6年度の寄附が左側の収入の寄附金額の黄色でハッチしてあるところです。令和6年度2124万6,279円の収支がありまして、そのまま右のほうにいっていただいて、支出としましては44万5,000円になります。支出は保護樹木等に関わる賠償責任保険に対し充当しております。残高としましては4,691万3,176円となっております。

下段のほうの表になりまして、区を代表する公園等の整備については、令和6年度の寄附金額は黄色のハッチのところにあります284万2,000円でした。令和6年度末において支出としましては4,856万8,804円の支出になります。全額、区を代表する公園の整備として荻外荘公園の復元整備に充当したというところです。

2種類の使途を合算して、みどりの基金の残高は一番右下にありますけれども、4,691万3,176円となります。

次は下のほうにいきまして、裏面というか次ページになりまして、寄附者の割合ですけれども、寄附者の割合は個人か個人以外かという分けと寄附者が寄

	<p>附者が区内か区外かというふうな分けを円グラフで示しております。個人が多いということと区内の方が多いというところが見て取れるかと思います。</p> <p>3番、物品売上による基金積立ての状況というふうなところでご説明します。</p> <p>荻外荘関連の図書、荻外荘関連のグッズの売上げをみどりの基金に積み立ておりまして、令和6年度末までに372万5,640円積み立てております。これを全額取り崩し、荻外荘の復元整備に充当したというところです。</p> <p>最後、4番の使途状況ということで、令和6年度に関しましては黄色のハッシュでお示しさせていただいています。民有樹木の保全ということで保護樹木等に関わる賠償責任保険として44万5,000円を使途として使っております。区を代表する公園等としましては、先ほどの1番の下段のところにある公園整備、あと、先ほどの物品売上げの積立て状況のものを足し合わせたものを荻外荘公園の復元整備に充当しております、合計が5,229万4,444円となっております。</p> <p>私のほうからは以上となります。</p>
会長	ご説明ありがとうございます。
	こちらのみどりの基金に関しまして、ご質問、ご意見等よろしくお願いします。
D委員	この杉並区みどりの基金ですけれども、この扱いなんですけれども、基金をしてくださる方は個人がほとんど82%、団体もいるんですけれども、この扱いはふるさと納税のような扱いというふうにちょっと書かれていたんですけれども、具体的にそのような形でよろしいんでしょうか。
みどり施策担当課長	ご寄附いただいた方々には希望制になるんですけれども、ホームページのほうでご寄附いただきましたということで公開をさせていただいております。ふるさと納税だと、ほかの市区町村ですと返礼品みたいなところがあると思うんですけれども、今回こういった寄附ですので、返礼品ということは設定しておりません。
D委員	分かりました。ありがとうございます。
	それで、ほとんどの人というか、寄附は個人なんですけれども、団体の方というのはどういう方が主にしてくださっているのでしょうか。
みどり施策担当課長	町会で行うようなイベントですか、まちでのお祭りですか、あとはみどり公園課で行うようなイベント、5月に行うようなみどりのイベントとか、そういうふうなイベントの中で実施していたり、あと、農業公園のところでも寄

	附を募つておるところでございます。
D 委 員	やはりみどりのことを考えながら寄附するというスタンスでよろしいんでしょうか。ありがとうございます。 それで、荻外荘の復元と整備について積立てをしていたんですけれども、結構集まっているということでは物品の売上げもあったということですけれども、皆さんに訴えたというか、呼びかけたということですよね。そのことについてちょっとお聞かせ願いたいなと思います。どのように呼びかけたということ。
みどり施策担当課長	寄附に関しては、皆様の心の誠意ということで寄附を募つておるところでありますので、イベントの中でみどりの基金、こういった保全とか人材育成とか、そういったところで寄附を呼びかけているというところで、あと、荻外荘については使途を明確にして、こういった荻外荘の復元整備に使いますといったところを明記しながら集めていっているところです。
D 委 員	ありがとうございました。 最後に、このグラフなんですかけれども、みどりの基金残高の推移ということで平成27年度がすごい少なくなっているんですけども、これはどういうことなのかということがちょっと疑問になりましたので、質問します。
みどり施策担当課長	この使途につきまして、14年から基金のほうを集めております。当初、15年、16年ぐらいはボランティアの活動とかみどりの講座の講師の謝礼というところで使っていっております。その後、そういった人材育成だけではなくて、みどりを増やす、創出するといったところにも使えるのではないかというところで、屋上・壁面緑化というところで使っていって、さらに、つくるだけではなく守るというところも必要でしょうというところで、保護樹木、保護樹林との補助金について充當していたんですけれども、なかなかそういったところで運用していくと、基金というものの集まり方というのは、その年度、年度で変動はすごくあります。計画的に集まるようなものではありませんので、そういった使い方をしているとなかなか減っていく一方であるというところもありまして、見直しをさせていただきながら、現在では保護樹木、保護樹木の賠償責任保険のほうで充當していこうというふうなことを考えて今に至るというところでございます。
D 委 員	ありがとうございます。令和6年度はまた寄附が増えているということで安心しました。

会長	<p>以上です。 ご議論ありがとうございます。 ほかになにか。</p>
E委員	<p>ちょっとお聞きしたいんですけども、民有の樹木保全で今賠償責任保険という言葉が何回か出てきましたけれども、具体的に賠償責任保険はどのような対象でどのように適用されているか、具体的にちょっとお聞かせいただきたいと思うんですが。</p>
みどり施策担当課長	<p>保護樹木、保護樹林の所有者様に対して、例えば保護樹木とかの原因で枝落ちとか、台風とか強風とかで枝落ちをして、例えばお隣の車に損害を与えてしまったとか何かものを壊してしまったとか、そういったところに使える賠償責任というところで、区のほうで保険に入っているところでございます。</p>
E委員	<p>今、賠償責任保険の説明は分かったんですけども、そこで、今最初におっしゃった保護樹木という言葉を使われましたよね。杉並区、私の住んでいる久我山地区にもたくさん保護樹木、松の木が多いんですけども、これを見るたびに思うんですが、私は詳しい説明を全部読んだわけではないんですが、保護樹木という杉並区の指定はどのような観点から、どのような規定、基準に基づいて、いつ誰がどのように指定されているのであろうかと。また、指定をされると所有者にどんな義務と利益が生じるのかなと。そして、その賠償責任保険というのは誰がいつどのようにかけて、どのような適用をされているのだろうかということから、この根本になる杉並区の保護樹木というものに対する実態をかいつまんでご説明いただければありがたいんですが、よろしくお願いします。</p>
みどり施策担当課長	<p>今、何本くらいあるんですかね。</p>
	<p>保護樹木についてです。保護樹木は今現在1,200本ぐらいあります。そもそも保護樹木については、所有者様がいらっしゃいます。所有者様から保護樹木の申請を受けて、それで、その樹木に対して区のほうでそういった樹木の生育状況とか樹木が立っている良好なものであるかどうかとか、そういったところを判断しまして、申請を受理するというふうなところになります。</p>
	<p>保護樹木に認定されると、維持管理は基本的に所有者様がやっていただくというふうなところになりますが、その維持管理の一部助成、支援ということで現在の制度でありますと、細かいいろいろな個人とか法人とか分けがあるんですけども、個人ですと年間8,000円というふうなところで助成をさせていただ</p>

E 委 員	いているような、そういうところにございます。
みどり施策担当課長	賠償責任保険は誰がどのようにかけるんですか。
E 委 員	賠償責任保険についても、これも所有者様のほうからの申請になります。所有者様のほうが自分の所有している保護樹木が原因でそういう損傷を与えてしまったというところで、保険を適用したいんだというところで区のほうに手続きをしてもらうというふうな、そういうふうな形になると思います。
みどり施策担当課長	その保険金は、賠償責任保険をかける掛け金というのは区で肩代わりしているんですか。
E 委 員	保険会社という……
みどり施策担当課長	いや、そうじゃなくて、保険を申請しますよね。そういう保険費用がかかるんじゃないですか。それは区で肩代わりしているんですか。
E 委 員	それは基金のほうから一時的には出しているんですけれども、その保険内容としましては、対物賠償とかということになると1事故では2,000万円まで、対人……
みどり施策担当課長	そうじゃなくて、賠償の金額じゃなくて、保険金額は誰が出しているんですか。保険をかけますよね、保険金。費用がかかるんじゃないですか。無料で引き受けないじゃないですか。
E 委 員	その保険金のほうとしては、区のほうで。
会 長	全額。
みどり施策担当課長	ありがとうございました。
E 委 員	ありがとうございます。
みどり施策担当課長	こちらの保険金というのは、みどりの基金から出ているという理解でよろしいですか。
E 委 員	みどりの基金のほうから充当しています。
みどり施策担当課長	すみません。今、回答いただいた職種とお名前をちょっとお伺いできますか。また後ほど連絡したいと思いますので。
会 長	みどり施策担当の中村と申します。
F 委 員	ありがとうございます。
	ほか、いかがでしょうか。
	みどりの基金の金額が令和5年度から令和6年度にかけては大きく上がっているんですが、件数はちょっと下がっているんじゃないかなと思いまして、これは1度寄附いただいた方にその後アプローチとかフォローとかというのを行

	ているものはあるのでしょうか。
みどり施策担当課長	寄附いただいた方には感謝のお礼のお手紙を渡しているというところです。
F 委 員	件数が下がっていて、1回ご寄附いただいて、寄附されている団体だったりとかちょっと内訳を見ていたんですけれども、1度寄附されていて翌年されていなかつたりする方もいたりして、せっかくそういったところに興味を持ってくださっている方々がいらっしゃるので、そこを継続的にいただけるような仕組みというか、そういったところがあれば、件数としてちょっと下がったのが気になったので、そういったところもフォローできるのかなと思いました。
会 長	次にいかせていただきたいと思います。
	それでは、「(仮称) 中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」に係る廃止届について」、環境課長からお願ひいたします。
環 境 課 長	<p>資料06番の杉並区通知、廃止届というものと次の07番、(仮称) 中野四丁目以下、あと、紙で今日はご用意していますが、こちらの東京都の環境影響評価制度、こちらをご用意いただけますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>まず、こちらはどこの場所の話かというところでございますけれども、中野駅北口駅前の中野サンプラザ、あと、その隣にございました旧中野区役所、あそこを含んだ一帯の地区になってございまして、中野四丁目新北口地区まちづくり方針というものが中野区で定められてございまして、事務所、住宅、店舗、ホテル、ホールなどを備えた施設の建設が予定されていた場所でございます。</p> <p>これまでの経緯を簡単にご説明いたしますと、まず、こちらは先ほどのパンフレットをご用意いただきまして、環境影響評価制度、いわゆる環境アセスメント制度というのは何かというところをちょっと振り返りたいと思いますけれども、一番頭の表紙にございますけれども、事業者が大規模な開発事業などを実施する際にあらかじめその事業が環境に与える影響を予測、評価し、その内容について住民や関係自治体などの意見を聞くとともに、専門的立場からその内容を審査することによって事業実施による環境への影響をできるだけ少なくするための一連の手続、仕組みでございます。</p> <p>中を開きまして、フロー図がございます。2ページ、右側のページの真ん中のところに少しありますけれども、赤い囲みで⑥番、環境影響評価書案の提出がございます。こちらは東京都の条例に基づきまして、事業者から都知事宛てに環境影響評価書案というものが令和5年に提出されておりました。それにつ</p>

A 委 員	<p>いて近隣区でございます杉並区長に対して意見があるかということで依頼がありまして、区長のほうから意見を出すに当たりまして、当審議会におきましてご審議をいただいたところでございます。これが令和5年の話でございます。</p> <p>その答申の内容というものが今日資料として参考にお渡ししてございますけれども、令和5年3月1日付の文書になってございます。その手続が今のフロー図の少し右側の下に市区町村のところの意見というふうにピンクの囲みがございますけれども、これがそのときの手続でございます。</p> <p>本来であれば、所定の手続に従ってサンプラザ工事着手ということで進んでいくところでございましたけれども、この間、急激な物価高騰ですとか様々な諸事情によって、当初の計画が計画どおり進まない、困難ですといった状況に置かれたというところで、令和6年10月、昨年10月、この市街地再開発事業の施工認可を出したんですけれども、それを取り下げたといった事情がございます。</p> <p>これに伴いまして、今年6月30日付でこれは中野区さんの話にはなるんすけれども、事業者との協定を解除されたというところを受けまして、7月1日付で事業者のほうからこの事業を廃止しますといった届出がされたといったところでございます。そういう通知を杉並区のほうは情報提供を受けたと言ったところで、せっかく皆さんご審議いただいたて、区長を通じて環境アセスについての意見を出したところではあるんですけども、それが言わばなくなってしまったといったご報告でございます。その内容が今日資料で06番の杉並区通知、廃止届というものになってございます。時間がいろいろ昔のことも引き続いてというところでございますので、説明をさせていただきました。</p> <p>私からは以上でございます。</p> <p>会 長</p> <p>どうもありがとうございます。</p> <p>それでは、本件に関しましては、廃止届について何かご質問はございますでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、こちらが最後でしたので、全体を通して質問や確認しておきたい点などございますでしょうか。</p> <p>A 委 員</p> <p>すみません。ちょっと最初の環境白書のところで質問しそびれた部分があつたんですけども、戻ってもよろしいですか。</p>
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>環境白書の9ページの⑤番のところで、今年の4月から建築物再生可能エネルギー利用促進区域の制度が策定されて、杉並区でも今実行中だと思うんですけれども、この制度は私もちよつと議会でいろいろ聞かせていただいたんですが、とても一般の人から聞くとよく分からないというか、難しいんじゃないかなと思うので、せっかくですので、こちらの制度について簡単で構いませんので、どういったものなのかご説明いただくことは可能ですか。どういったことになるのかということは分かりますか。</p>
都市整備部管理課長	<p>本来であれば建築課長が所管するところなんですが、本日、申し訳ありません、所用で欠席させていただいておりますので、私のほうからご説明をさせていただきます。</p>
A 委 員	<p>概要ということでしたので、そちらについてご説明をさせていただきます。杉並区において建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度というものを導入したというところです。こちらについては、区内で建築物を設計する際に再生エネルギー利用設備、例えば太陽光発電パネルのようなものについて建築主の方に設計士から説明する義務が生じたというものになってございます。</p>
都市整備部管理課長	<p>それと併せて、そういった太陽光パネルを屋上につける場合は建物の高さがその分高くなるというところもございますので、そういった部分については高さ制限の特例許可を与えるというような内容になっているものでございます。</p>
A 委 員	<p>すみません、建築課長がいらっしゃらない中、ありがとうございます。</p> <p>この特例許可というのと建築士による説明義務というのが生じるということですけれども、この特例許可というのは4月以降申請があったんでしょうか。</p>
都市整備部管理課長	<p>こちらの説明があった場合は区のほうに報告を出していただくような状況なんですけれども、現在、区のほうに報告があったものは120件ほどございます。そのうち太陽光パネルを設置するものが約60件程度というところでございまして、こちらについてはまだ制度が始まったばかりというところもあり、特例許可自体の申請は現段階ではないというような状況でございます。</p>
A 委 員	<p>じゃ、120件の申請ではなくて、ごめんなさい、何があったんですかね。</p> <p>説明をしたということの報告が区のほうに120件あって、その120件のうち太陽光パネルをつけることになっているものが大体60件ほどというところです。</p>
都市整備部管理課長	<p>その結果、特例許可まで至っているようなものについては、現段階ではないというような状況になってございます。</p>
A 委 員	<p>分かりました。</p>

	<p>この制度は商業施設にも適用されると思うんですけども、面が大きいところといえば、やっぱり普通のお家よりもいろんな商業施設の駐車場とかそういったところに設置するので効果が表れていくのかなと思いますので、ぜひ今後も頑張って啓発していただければと思います。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p>
E委員	<p>先ほどちょっとびっくりして質問し忘れたんですが、4番目、資料1の「令和6年度ごみ収集量及び資源回収量について」という資料なんですが、4番目の資料1ですよね。この中の第2項目に区民1人1日当たりごみ量というのがございます。これでちょっと、あれ、どう読むのかなと思ったのは、区民1人1日当たりのごみ量の2番目に23区中順位というのがございますよね。そこで、2年度から2、2、1、2、2と続いています。これはごみの量が杉並区は23区中2番に多いというのか、どういう順位なんですかね。もしそうだとすれば、杉並区はこんなに多いのかと思っちゃってびっくりして質問し忘れたんですが、いかがですか。これはどう読んだらいいんでしょう。</p>
ごみ減量対策課長	<p>これは逆に2番目に少ないということでございます。いいほうから2番目ということです。</p>
E委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>びっくりして、あれ、こんなに減っているのにと思いまして、どうも勘違いでよかったです。ありがとうございます。</p>
会長	<p>何かそういった記述があると、もしかしたらいいかも知れませんね。数値が出ていると、多いほうが降順なのか昇順なのかちょっと分からぬところがありますので、ありがとうございます。</p> <p>ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>それでは、本日の議題は以上となります。</p> <p>事務局から連絡事項等はございますでしょうか。</p>
環境課長	<p>以上になりますけれども、今日パソコンでの会議となりましたけれども、皆さん何か不都合等はございませんでしたでしょうか。大丈夫ですか。</p> <p>ありがとうございます。次回以降も同様に進めていきたいというふうに考えてございます。また何かお気づきの点がございましたら、適宜ご連絡いただきまして、改善のほうを図らせていただきたいと思いますので、よろしくご協力のほどお願ひいたします。</p>

会長	<p>次回でございますけれども、現在のところ、3月を予定してございますので、皆様お忙しい中恐縮ではございますけれども、ご出席を賜りたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>初めにご案内しましたけれども、青いファイルのほうはこのまま置いてお帰りいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございます。</p> <p>それでは、以上で第85回杉並区環境清掃審議会を閉会いたします。</p> <p>皆さん、お疲れさまでした。お気をつけてお帰りください。どうもありがとうございました。</p>
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------